

岩手県地域防災計画（地震・津波災害対策編）  
新旧対照表  
（案）



# 目 次

<b>第 1 章 総則</b>	
第 3 節 防災関係機関の責務及び業務の大綱	1
<b>第 2 章 災害予防計画</b>	
第 4 節 避難対策計画	2
<b>第 3 章 災害応急対策計画</b>	
第 2 節 津波警報・地震情報等の伝達計画	3
第 4 節 情報の収集・伝達計画	4
第 5 節 広報広聴計画	5
第 15 節 避難・救出計画	6
第 27 節 ライフライン施設応急対策計画	7

頁	現 計 画	修 正 案																						
2-1-5	<p>第3節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="256 573 839 1075"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕  〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕  〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>第3節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="865 573 1447 1435"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 <u>〔南三陸国道事務所〕</u> 〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北防衛局</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>東北地方測量部</u></td> <td>(1) <u>地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。</u> (2) <u>復旧測量等の実施に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 <u>〔南三陸国道事務所〕</u> 〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕	[略]	[略]	[略]	東北防衛局	[略]	<u>東北地方測量部</u>	(1) <u>地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。</u> (2) <u>復旧測量等の実施に関すること。</u>
	機関名	業務の大綱																						
[略]	[略]																							
東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕  〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕	[略]																							
[略]	[略]																							
[略]	[略]																							
機関名	業務の大綱																							
[略]	[略]																							
東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 <u>〔南三陸国道事務所〕</u> 〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕	[略]																							
[略]	[略]																							
東北防衛局	[略]																							
<u>東北地方測量部</u>	(1) <u>地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。</u> (2) <u>復旧測量等の実施に関すること。</u>																							
修正理由	<p>○ 指定地方行政機関に東北地方測量部が追加されたことに伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>																							

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-9	<p style="text-align: center;"><b>第4節 避難対策計画</b></p> <p>第1～第7 [略]</p> <p>第8 津波に対する住民等の予防措置</p> <p>1 [略]</p> <p>2 船舶の予防措置</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 津波に備えた措置は以下を基準とし、状況に応じた最善の措置をとる。</p> <p>ア 小型船は着岸し陸上避難する。時間的余裕がある場合は、陸揚げ固縛又は係留強化をする。陸上避難が困難な場合は、操船性を保持し、津波の流れが弱くなる水域 <u>で港内避泊</u> する。</p> <p>イ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4節 避難対策計画</b></p> <p>第1～第7 [略]</p> <p>第8 津波に対する住民等の予防措置</p> <p>1 [略]</p> <p>2 船舶の予防措置</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 津波に備えた措置は以下を基準とし、状況に応じた最善の措置をとる。</p> <p>ア 小型船は着岸し陸上避難する。時間的余裕がある場合は、陸揚げ固縛又は係留強化をする。陸上避難が困難な場合は、操船性を保持し、津波の流れが弱くなる水域 <u>へ避難</u> する。</p> <p>イ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>
修正理由	<p>○ 「船舶運航事業者における津波避難マニュアル作成の手引き」を踏まえた修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																
2-3-16	<p><b>第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="284 394 839 712"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	活動の内容	[略]	[略]	東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所)	[略]	[略]	[略]	<p><b>第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="893 394 1449 712"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所) <u>(南三陸国道事務所)</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	活動の内容	[略]	[略]	東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所) <u>(南三陸国道事務所)</u>	[略]	[略]	[略]
実施機関	活動の内容																	
[略]	[略]																	
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所)	[略]																	
[略]	[略]																	
実施機関	活動の内容																	
[略]	[略]																	
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所) <u>(南三陸国道事務所)</u>	[略]																	
[略]	[略]																	
修正理由	○ 所要の修正																	

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-27	<p style="text-align: center;"><b>第4節 情報の収集・伝達計画</b></p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 災害情報の収集、報告</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県本部長は、県内で震度4以上を記録した場合、火災・災害即報要領に基づき消防庁に報告する。</p> <p>また、県本部長は、気象庁、文部科学省及び県が設置する計測震度計等をネットワーク化し、全市町村の震度状況を把握し、消防庁に伝達する。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4節 情報の収集・伝達計画</b></p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 災害情報の収集、報告</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県本部長は、県内で震度5弱以上を記録した場合、火災・災害即報要領に基づき消防庁に報告する。</p> <p>また、県本部長は、気象庁、文部科学省及び県が設置する計測震度計等をネットワーク化し、全市町村の震度状況を把握し、消防庁に伝達する。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>
修正理由	○ 火災・災害等即報要領の一部改正による修正	

頁	現 計 画	修 正 案											
2-3-31	<b>第5節 広報広聴計画</b>	<b>第5節 広報広聴計画</b>											
	第1 [略]	第1 [略]											
	第2 実施機関（責任者）	第2 実施機関（責任者）											
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">実施機関</th> <th style="text-align: center;">活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所)  [北上川ダム統合管理事務所]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	活動の内容	[略]	[略]	東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所)  [北上川ダム統合管理事務所]	[略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">実施機関</th> <th style="text-align: center;">活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所) <u>(南三陸国道事務所)</u> [北上川ダム統合管理事務所]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	活動の内容	[略]	[略]	東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所) <u>(南三陸国道事務所)</u> [北上川ダム統合管理事務所]
実施機関	活動の内容												
[略]	[略]												
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所)  [北上川ダム統合管理事務所]	[略]												
実施機関	活動の内容												
[略]	[略]												
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所) <u>(南三陸国道事務所)</u> [北上川ダム統合管理事務所]	[略]												
2-3-32	[略]	[略]											
	(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局  (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社	[略]											
	[略]	[略]											
	(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 <u>(株)日本農業新聞東北支所</u> <u>(株)日刊工業新聞社盛岡総局</u> (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社	[略]											
修正理由	○ 所要の修正												



頁	現 計 画	修 正 案
2-3-48	<p style="text-align: center;"><b>第15節 避難・救出計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 震災発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難勧告及び避難指示（緊急）並びに <u>屋内での待避等の安全確保措置</u> の指示（以下本節中「避難勧告等」という。）を行うとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第15節 避難・救出計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 震災発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難勧告及び避難指示（緊急）並びに <u>屋内安全確保</u> の指示（以下本節中「避難勧告等」という。）を行うとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-64	<p align="center"><b>第27節 ライフライン施設応急対策計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 県本部長は、停電その他の事由によりライフライン施設等の稼働の継続や県民の生活の維持のため燃料の確保が必要な場合は、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、その供給を要請し、必要に応じて、<u>東北経済産業局長</u> にその確保を要請する等により、燃料の確保ができるよう調整に努める。</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> </ul>	<p align="center"><b>第27節 ライフライン施設応急対策計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 県本部長は、停電その他の事由によりライフライン施設等の稼働の継続や県民の生活の維持のため燃料の確保が必要な場合は、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、その供給を要請し、必要に応じて、<u>政府災害対策本部又は東北経済産業局</u> にその確保を要請する等により、燃料の確保ができるよう調整に努める。</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> </ul>
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「災害時の燃料供給の円滑化のための手引き」による修正</li> </ul>	